

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

政令の一部改正に準じ、吹田市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 軽減判定基準の変更

ア 改正

所得が一定基準以下の世帯に対して、政令・条例に基づき均等割・平等割の保険料をそれぞれ7割・5割・2割を軽減する措置があります。5割・2割軽減について、軽減判定所得の見直しを行い、対象者を拡大します。

(ア) 5割軽減の所得基準


【現行】

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額（43万円）+29万円×（被保険者数）以下

【改正案】

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額（43万円）+29万5千円×（被保険者数）以下

被保険者
一人当たり
+5,000円



(イ) 2割軽減の所得基準


【現行】

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額（43万円）+53万5千円×（被保険者数）以下

【改正案】

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額（43万円）+54万5千円×（被保険者数）以下

被保険者
一人当たり
+10,000円



イ 判定額引き上げに伴う影響

軽減基準額が拡大されることに伴い、低所得者に係る保険料が引き下げられます。

・軽減世帯数（7割・5割・2割）が、約 22,110 世帯→【改正後】約 22,230 世帯

【内訳】・新たに2割となる世帯・・・約 40 世帯

・2割から5割軽減に移行する世帯・・・約 80 世帯

※令和6年（2024年）1月23日現在の推計

(2) 賦課限度額

ア 改正

賦課限度額の変更がある際は、例年、年末の税制改正大綱の閣議決定を受けて政令改正に基づき、吹田市国民健康保険条例の一部改正を行っていましたが、令和6年度（2024年度）以降は、大阪府国民健康保険運営方針で定められた額とするものです。

イ 賦課限度額を据え置くことの影響

約120世帯の保険料が104万円で据え置かれます。

・賦課限度額を据え置いた場合の限度額超過世帯数・・・約920世帯

・賦課限度額を上げた場合の限度額超過世帯数・・・約800世帯

※令和6年（2024年）1月23日現在の推計

(3) 退職者医療制度の廃止

ア 改正

退職者医療制度の終了に伴い、規定整備を行うものです。

イ 制度の概要

退職者医療制度は、会社等に長く勤めていた方が、医療の必要性が高まる退職後に、会社などの健康保険から国民健康保険へ移ることによって、国民健康保険の医療費負担が増大することを抑えるためにつくられた制度です。この制度の対象となる方の医療費は、一般の加入者とは別にして、退職者医療制度に該当する方の保険料と会社等の健康保険からの拠出金で賄うことになっています。

平成20年度（2008年度）の医療制度改革により、新規の適用については平成26年度（2014年度）末までに退職者医療制度の対象となった場合とされ、その方が65歳に到達するまではこの制度の適用対象とする経過措置がとられています。

ウ 廃止理由

退職者医療制度対象者が激減し、財政調整効果が実質喪失していることを踏まえ、事務コスト削減を図る観点から、前倒しで令和6年（2024年）4月から退職者医療制度を廃止することが示されたものです。

エ 改正に伴う影響

令和4年度（2022年度）末における適用者は、全国で22名。

大阪府内は、令和2年度（2020年度）から適用者がありません。

3 施行期日

令和6年（2024年）4月1日